

顧客に訴えられないための心得

—— 弁護士が解説する税賠訴訟事例 ——

〈第3回〉 顧問先社員の横領の調査義務を問われるのか

弁護士 内田久美子



顧問先企業の従業員が不正行為に手を染めていたことにつき、税理士が調査・報告する義務があるか否かで争われた事件を紹介します。結論として、裁判所は顧問契約の内容にかんがみ、顧問税理士に義務違反はないと判断しています。

A税理士は約20年にわたり、診療所を営む医師の顧問税理士を大きなトラブルなく務めてきました。しかし、診療所の事務長であり、現金・預金の管理者だったBが長期にわたって医師のお金を横領していたことが発覚し、トラブルに巻き込まれることになりました。

横領金額は億単位にのぼりました。医師は、A税理士が会計上の不正行為の有無を調査しなかったこと、または会計上の不正行為が疑われる事実を報告しなかったことが、顧問契約上の「債務不履行」にあたるとして、A税理士に損害賠償を求めてきました。

なお、原告医師とA税理士との間に契約書は取り交わされていませんでした。

裁判所「委任範囲は 税理士業務と付随業務」

顧問契約の内容（委任事務）の範囲について原告医師は、「経営指導も含め、税理士としてできる全てのことを委任した」と主張しました。

これに対して裁判所は、「それは原告医師の主観的な期待にすぎない」と断じています。そして、A税理士の顧問契約における委任事務につき、「税理士としての本来業務である税務代理、税務書類の作成、税務相談及び付随義務としての財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行に限られるというべき」と、事務の範囲を区分しました。つまり、診療所の適正な運営や原告医師の財産の管理・保全はA税理士への委任の本旨にならないと裁判所は判断し、横領の調査・報告をしなかったことは税理士の善管注意義務に反しているわけではないとしたのです。

自分に決算報告すべきと 顧問先は反論

A税理士は診療所の財務諸表や決算の報告をBにしていました。この理由は、契約締結当初、原告医師から「診療以外の事務はBに任せているので、決算報告などはBに対して行ってほしい」との指示があったからとA税理士は主張しました。一方、原告医師はこの点を否定し、「個人事業主

である自分が確認すべきもの」と主張しています。

裁判所は、財務諸表や決算報告の確認を長年Bが担ってきたことや、原告医師がA税理士に対して「自分に報告してください」と明確に指示していないことを指摘し、財務諸表や決算報告の確認はBが担当することになっていたというべきと判断しました。そして、Bに財務諸表の送付や決算の報告をすることで必要な情報は原告医師に伝わるはずだとしたA税理士の考えにつき、「顧問契約上の義務に違反するとはいえない」と判断しました。

この訴訟は、原告医師から控訴されることなく判決は確定しました（東京地裁平成28年5月18日判決）。

税理士の顧問業務は税理士の本来業務と付随業務に限定されることが一般的です。従業員の不正発見・報告は、特約がない限り、顧問業務の対象ではないのが通常です。今回紹介した訴訟の判決は、こうした常識にかなう適切なものだったと代理人として考えています。

契約業務のほかにも 配慮が必要な事項あり

顧問先従業員の不正についての税理士の責任の範囲が問題となった税賠事件として、公開されている判例も併せて紹介します。

医院の税務書類の作成、財務諸表の作成、記帳代行の業務を受任していた被告顧問税理士に、医院の従業員の横領などの不正行為を発見する義務があったかが争われました。こちら先ほど紹介した事例同様、被告税理士が勝訴しています。

裁判所は、契約締結に至る過程や、締結後の履行過程を踏まえ、原告医師と被告税理士との契約内容には、従業員の不正発見または経営指導は含まれていなかったとしました。被告税理士の受任した業務、また委任契約に基づいて生じる付随的義務のどちらにも不正発見が含まれていなかったと断じています。なお、この事例でも契約書は締結されていませんでした。

しかし、当事者間で直接に合意した内容ではなくても「被告税理士に不正発見義務があるかどう

かは問題となり得る」と付け加えました。裁判所は、合意した契約内容に定められた給付義務（税理士業務などの合意内容を履行する義務）に加え、付随的義務を負うのは、契約目的に必然的に伴う債権者の利益として税理士は信義則上配慮すべきと判示しています。本件の顧問契約の内容は財務書類の作成と税務書類の作成であり、これが債権者である原告医師が受け取るべき給付結果であると認定しました。

しかしながら、本件で原告が侵害されたと主張している利益は原告の所有財産そのものであり、これは給付結果に性質上必然的に伴う利益とはいえないとしたうえ、「原告医師は被告税理士に、原告所有財産の管理、あるいは財産減少の危険の回避を委ねたわけではない」として、医師の財産に関する注意リスクは原告医師が負担すべきものであると判示しました（富山地裁平成12年8月9日判決）。

所員が横領に 共謀していた？

最後に、顧問先従業員の横領に関する税賠事件をもうひとつ紹介します。

顧問先X社の経理担当者Cと被告税理士の事務員Dが結託してX社のお金を横領していたのに、被告税理士はこれを看過してX社に報告しなかったとして訴訟提起されました。結論としては、被告税理士に債務不履行はないと判断され、やはり勝訴しています。

裁判所は、CがX社の金員のいくらかを無断で使用して横領したものとみられるものの、DがCの横領に加担したと認めるべき証拠はないと認定しました。横領行為についての被告税理士の善管注意義務については、まず、原告間での顧問契約の内容は「通常の税理士顧問契約に含まれる内容、すなわち、税務代理、税務書類の作成、税務相談という本来の税理士業務と、その付随業務としての財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行であった」と判断。会計監査のような業務もするような特別の約定はしていないとして、横領が一見して明らかという事情もないため調査義務も報告義務もないとしました（東京地裁平成16年10月18日判決）。

※この連載は月1回ペースでの掲載です。